

加入者の皆様へ

倉庫業企業年金基金

TEL : 03-5825-6550

当基金に加入している方のiDeCoの拠出限度額の算定に当たり、**2024年12月(2025年1月拠出分)**から、当基金の他制度掛金相当額を反映することとなりますので、以下の点をお知らせいたします。

① iDeCoの拠出限度額は以下のとおりとなります。

iDeCoの拠出限度額（下限5,000円、上限20,000円）
= 55,000円 – DCの事業主掛金額 – DB等の他制度掛金相当額

※他制度掛金相当額とは、上記の拠出限度額を計算する際に用いる理論上の数値であり、新たに掛金を拠出していただくものではありません。

② 当基金の他制度掛金相当額は3,000円です。

なお、勤務されている事業所様独自の規約型DBをお持ちの場合など、複数のDB等（私立学校教職員共済制度を含む）にご加入の場合、各々の掛金相当額の合算をしますので、念のため勤務されている事業所様にもご確認ください。

③ 「企業年金登録情報との不整合のご案内」を受け取った場合の相談窓口

(ア)加入者様が登録された情報について国が管理する企業年金プラットフォームの情報が一致しない場合、国民年金基金連合会から「企業年金登録情報との不整合のご案内」が送付される予定です。

(イ)勤務されている事業所様の状況により、ご回答が異なりますが、**「企業年金登録情報との不整合のご案内」を受け取った場合、まずは当基金（03-5825-6550）にご連絡ください。状況に応じて、ご説明させていただきます。**

※「企業年金登録情報との不整合のご案内」のご参考資料は以下のリンクからご覧になれます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001305045.pdf>

